

令和7年度介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）交付要綱

第1 趣旨

知事は、急激な物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設を運営する法人等に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（介護分）（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「介護サービス事業所・施設」（以下「事業所・施設」という。）とは、別表に掲げる事業所・施設であり、静岡県内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「定員」とは、令和7年7月1日現在において管轄する自治体に届け出ている入所定員、入居定員又は利用定員の数をいう。

第3 交付の対象及び交付額等

別表のとおりとする。

なお、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（障害分）の交付対象となった事業所・施設については、交付対象には該当しないものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 該当事業の申請額一覧（別紙様式1、2）
 - ウ 支援金振込口座についての申出書（様式第2号）
 - エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(3) 申請方法

事業所・施設を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して交付申請するものとし、交付の申請は、対象となる事業所・施設1か所につき1回限りとする。

第5 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第6 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不適当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様

式第4号)により申請者に通知する。

第7 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第4に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第8 支援金の返還

- (1) 知事は、申請者が支援金の申請時に誓約した内容に違反したと認められるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第9 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第6で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第8(1)により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、申請者が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第4に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

第12 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第13 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の支援金に適用する。

別表（第3関係）

区分	対象事業所・施設種別	交付額	交付限度額
短期入所生活介護事業所（単独型）	短期入所生活介護事業所（単独型）	定員1人につき5,300円	132,500円
介護保険施設及び短期入所生活介護事業所（併設型）等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（静岡県が所管するものに限る。）	定員（下記※4の場合は合算後の人数）1人につき5,300円	530,000円

- ※1 対象事業所・施設については、令和7年7月1日時点で指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。
- ※2 国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所・施設（指定管理制度導入施設を含む。）は、本事業の対象としない。
- ※3 介護保険法に基づく共生型短期入所生活事業所については対象としない。
- ※4 短期入所生活介護事業所（併設型）については、令和7年7月1日時点の本体施設の定員と当該施設に併設する短期入所生活介護事業所（併設型）の定員を合算する。